

件名 次期箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託

令和 7 年 6 月 9 日

回 答 書

担当課 箱根町都市整備課

質 問 事 項	回 答 事 項
1. 実施要領 6 (4) 「評価項目の詳細は別紙 5」とあります。ご提示いただけませんか。	1. 別紙のとおり提示します。
2. 実施要領 5 (2) 提案書の提出方法についてお教ください。メールによる提出は可能ですか。	2. メールによる提出も可能ですが、併せて紙媒体の提案書も指定した部数を提出してください。
3. 仕様書 第 7 条 エ 計画策定にあたって、有識者等による委員会の設置は想定していますか。 また、庁内の策定体制についても、お聞かせください。	3. 有識者等の意見を反映させるため、策定検討委員会の設置を想定しています。 また、庁内についても財務部局や企画部局との協議を予定しています。